

【件名】

特殊詐欺に対する注意喚起

【ポイント】

最近、本邦在住者が、フェイスブック等で知り合った者から騙され、カンボジア国内の銀行に送金させられるなどの詐欺事案が発生しています。

相手の身元や話の内容を十分に確認するなど、被害に遭わないように十分に注意してください。

【内容】

最近、本邦在住者が、フェイスブック等で知り合いとなった者から騙され、カンボジア国内の銀行に送金させられたなどの相談が当館に寄せられています。犯人の手口としては、以下の様なものが報告されています。

- ・ カンボジア国内で〇〇（氏名）という日本人が死亡した。同人はカンボジアの銀行に数億円の預金がある。あなたは〇〇と同じ名前（姓）なので、合法的に遺産を相続できる。ついては、その手続きに係る費用（弁護士費用や税関での支払い等を理由にするケースが多い。）をカンボジアの銀行に振り込んでほしい。
- ・ カンボジア国内で〇〇（日系人の氏名）という某国人が死亡した。同人はカンボジアで会社をもっている。あなたは〇〇と同じ名前（姓）なので、合法的に会社（又は売却したお金）を譲渡することができる。ついては、その手続きに係る費用をカンボジアの銀行に振り込んで欲しい。
- ・ 自分は某国のジャーナリストである。シリアで負傷し、現在、カンボジアの病院に入院している。入院費用が足りなくなったので、カンボジアの銀行に送金して欲しい。
- ・ 自分は某国の女性軍人である。長期休暇が取れたので各国を旅行中である。日本にも行ってあなたと会いたいのが旅費がなくなった。現在カンボジアにいるので、カンボジアの銀行に送金して欲しい。

当国では、銀行口座開設の際、日本ほど厳格な審査等を行われておらず、また、使用者が特定できない携帯電話を容易に入手できることなどから、仮に当国警察に犯人が使用する銀行口座、携帯電話番号等の情報を提供しても、なかなか検挙に結びつかないのが現状です。

フェイスブック等で知り合った者からの甘い話や送金依頼等があった場合、相手の身元や話の内容を十分に確認するなど、被害に遭わないように十分に注意してください。

【問い合わせ先】

在カンボジア日本国大使館 領事班

電話：023-217-161～164

Eメール宛先：consular.jpn@pp.mofa.go.jp

大使館ホームページ：<http://www.kh.emb-japan.go.jp>